

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
のときは、そ
の翌日)

目次

◇条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
◇告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止
生活保護法による医療機関の指定
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理
計量器の定期検査の実施
鶏等の移入禁止区域の指定の解除
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良事業計画の変更の適否の決定
開発行為に関する工事の完了(二件)
建築基準法による道路の位置の指定

◇選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の一部改正
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員給与の調整額に関する規則の一部を改正する規則
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

◇人委規則

◇公 告 採石業務管理者試験の合格者
◇正 誤 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則中訂正
昭和五十二年三月鳥取県告示第百八十五号中訂正

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中

選挙分会長	選挙長
"	"
" 三、四〇〇円	" 三、四〇〇円

を

選挙分会長	選挙長
-------	-----

〇〇円	〇〇円	〇〇円	〇〇円
を	選挙立会人	〇〇円	〇〇円
	〇〇円	〇〇円	〇〇円
	〇〇円	〇〇円	〇〇円

この条例は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百六十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
産科婦人科大石医院	鳥取市鍛冶町五三番地	昭和五十年八月三十一日
巨 島 医 院	岩美郡岩美町浦富 一四三六番地一	昭和五十二年五月二十九日

鳥取県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
産科婦人科大石医院	鳥取市鍛冶町五三番地	昭和五十二年五月二十五日
巨 島 医 院	岩美郡岩美町浦富 一四三六番地一	昭和五十二年五月二十九日

鳥取県告示第四百六十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
財団法人 恵仁会薬局	米子市西町三六一一	全国	昭和五十二年五月十四日

鳥取県告示第四百七十号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器

実施 期 間 実 施 場 所

昭和五十二年七月十八日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十三年三月三十一日まで

二 計量法第四百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日 実施時間 実施区域 実施場所

七月 十八日

午前十時から
午後三時まで

倉吉市

河北中学校

十九日

倉吉福祉会館

二十日

倉吉市役所

二十一日

倉吉市役所

二十二日

神鋼機器工業株式会社

二十五日

倉吉市役所

八月 三日

午前十時から
午後二時まで

倉吉市役所

鳥取県告示第四百七十一号

昭和五十二年五月鳥取県告示第三百四十二号(鶏等の移入を禁止する区

域の指定については、昭和五十二年六月十日限り廃止する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和五十二年六月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百七十三号

昭和五十二年三月二十二日付けで東伯郡泊村大字園五九一の一番地泊村農業協同組合から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき、審査した結果これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十二年六月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年五月二十二日 鳥取県指令受都計第四百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下六反物

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町一五八番地 田村 威

鳥取県告示第四百七十五号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年三月七日 鳥取県指令受都計第三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字下六反物

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市松並町二丁目一三七番地

第一産業株式会社

取締役社長 岩谷政春

鳥取県告示第四百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十二年六月十七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名 鳥取市末広温泉町一五八番地 有限会社 山陰不動産センター 代表取締役 池上美道	道路の位置の指定場所 鳥取市湖山町北四丁目四一〇一及び四〇七の二部	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇〇〇〜一二・三五メートル 延長 一一・三・一〇メートル
---	--------------------------------------	---

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

「医療法人同愛会博愛病院 米子市加茂町一丁目一」を「医療法人同愛会博愛病院 米子市両三柳一八八〇」に、「鳥取市立敬生寮 鳥取市湖山町二八四〇の四一」を「鳥取市立敬生寮 鳥取市湖山町西一丁目二〇六」に、「鳥取県立身体障害者更生指導所 鳥取市湖山町大字白浜四二二二」を「鳥取県立身体障害者療護園 鳥取市湖山町西三丁目一二八番地」に、「鳥取県立身体障害者更生指導所 鳥取市湖山町西三丁目一二七番地」に、「鳥取県立鳥取第三授産所 鳥取市湖山町字白浜二九六〇一一九」を「鳥取県立鳥取第三授産所 鳥取市湖山町西三丁目一一一番地」に改める。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第三号中「及び理学療法士」を「理学療法士及び理療師」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十九号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取療育園の項中「理学療法士」の下に「理療師」を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給料の調整額に関する規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の地方機関の保健所の項中

所長	次長
総務課長（鳥取保健所、倉吉保健所及び米子保健所の総務課長に限る。）	衛生課長
保健予防課長（人事委員会が承認したものに限る。）	保健衛生課長（人事委員会が承認したものに限る。）

三種を

所長（人事委員会承認したものに限る。）	一種
次長	
総務課長（鳥取保健所、倉吉保健所及び米子保健所の総務課長に限る。）	
衛生課長	
保健予防課長（人事委員会が承認したものに限る。）	
保健衛生課長（人事委員会が承認したものに限る。）	三種

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職手当に関する規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十二年六月十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四十一号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

「四級地 百分の十六
第三条中「二級地 百分の八」を 三級地 百分の十二 に改める。
二級地 百分の八」

別表中

畜産試験場依原分場

東伯郡三朝町大字依原二九〇番地の一

畜産試験場河合谷分場

岩美郡国府町大字雨滝字河合谷九五

畜産試験場依原分場

東伯郡三期町大字依原二九〇番地の

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、昭和五十二年六月一日から適用する。

公 告

昭和52年6月7日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次の

とおりである。

昭和52年6月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名	受験番号	氏名
4	村 一成	5	中 忠男	6	高 玉川	7	岡 秀一郎
8	岸 治興	10	森根登志雄	11	玉川 敏	12	森田 一
15	丸山 繁夫	23	岩 和巳	29	森 敏明	31	前田 時宏
32	垂水 英俊	33	谷口 治江	34	松浦 一喜	36	戸田 智雄
38	高坂平八郎	39	横山 精一	40	中田 繁義	41	福 義則
42	田 英二	43	藤原健久男	44	中田 誠智	45	矢野 良平
46	浜中 精五	50	尾崎 政則	52	岡田 利雄	53	遠藤 博美
54	国谷 貞義	55	松原 葉	58	矢知 公明	59	神庭 晃
60	尾平 石根	63	大田 浩志	64	松本 隆好	65	加藤 伸
66	西山 忠治						

正 誤

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(昭和五十二年五月鳥取県規則第三十六号)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
三	下	五から六	港湾隣接区域	港湾隣接地域

昭和五十二年三月鳥取県告示第百八十五号（解除予定の保安林について）
中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
四	上	終わりから八	七二七の四	七一九の四

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】